

議案第5号にあります会則についてです。

- 第1章第2条（事務所）→（事務室）

現在事務室として運営を行っているため文言整理。

- 第4条（事業）

同窓会館の利用に関する事務→同窓会運営に関する事務

現在、同窓会館のみならず運営に関する事務を担っているため変更。

- 第4章第6条（役員）

任期はいずれも1期2年→任期はいずれも1期3年

2年では、新たな事業を企画し実行するまでの準備期間が短いため。

- 第8条

副会長は会長を補佐する→副会長は会長の補佐と会計を担う

ここ数年は副会長が会計の責任者として担ってきました。日々の会計事務については事務室職員がおこなっています。会計責任者として副会長を明確に位置づけるため変更。

- 第12条（職員）

同窓会館→同窓会室

会館ではなく同窓会室として事務を行っているため。

- 第5章第13条（総会）

総会は全会員を以て構成し、本会の業務を決定する。定例総会は2年に1回行う

→総会は全会員を以て構成し、毎年ホームカミングデーに開催し報告を行う。

一昨年より「母校がホームカミングデーを毎年開催する」とし行われています。

今年は200名近い卒業生がホームカミングデーに足を運んで下さいました。

「総会は全会員を以て構成し」とある趣旨に沿えば、より多くの会員の皆さんに毎年開催されるホームカミングデーと併せた総会の場で活動を報告しご承認いただく機会にしたいと思います。なおご意見やご要望は総会のみならずいつでもお聞かせいただき、常任委員会や学年委員会で議題として議論し、報告させていただきます。

- 第16条

常任委員会および委員会の→常任委員会および学年委員会の

こちらは学年が抜けており追加しました。

会則につきましては以上です。